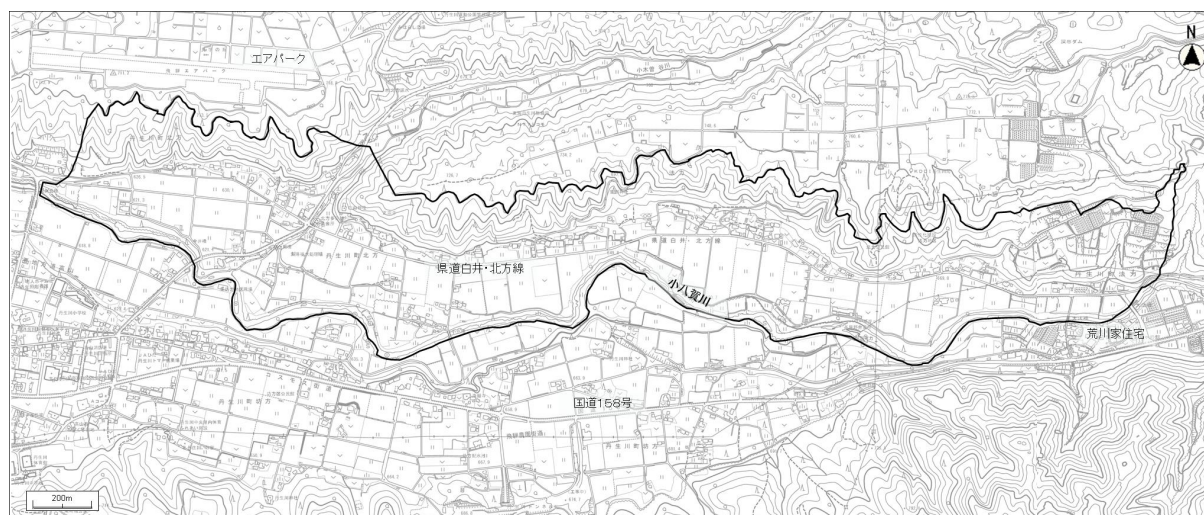


### (3) 農山村景観

#### 1) 丹生川町北方法力景観重点区域

対 象		基 準															
建築物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ けばけばしい色彩とせず、茶系統で落ち着いた色彩とする。</li> <li>・ マンセル値における推奨値は下記の表のとおりとする。</li> </ul> <p><b>【推奨値】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2 以上 9 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—	R	2 以上 8 以下	3 以下	Y R	2 以上 8 以下	4 以下	Y	2 以上 8 以下	6 以下
	色相	明度	彩度														
	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—														
	R	2 以上 8 以下	3 以下														
Y R	2 以上 8 以下	4 以下															
Y	2 以上 8 以下	6 以下															
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 和風調とし、コンクリート、金属等の物量感を感じさせないものとする。</li> <li>・ 勾配屋根とし、軒の出、庇等があるものとする。</li> <li>・ 室外機などの建築設備は、格子で囲うなど目立たないものとする。</li> <li>・ 塀、門、垣等の仕上げは自然素材とする。</li> <li>・ 屋根については、周辺景観との調和を図る素材・色彩とし、瓦とする場合は、洋瓦としない。</li> <li>・ 原則として屋外照明は動点滅を行わないものとし、過度な発光や刺激的、派手な色合いのものを避け、周囲の景観と調和するものとする。</li> </ul>																
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の高さの最高限度を 13m とする。</li> </ul>																
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として母屋の棟の向きは裏の里山に対して平行とする。</li> <li>・ 原則として県道白井北方線から後退し、道路側に花等を植栽する。</li> </ul>																
工作物	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 擁壁は自然石積み又はそれに準ずる外観を持つものとする。</li> </ul>															
屋外広告物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地色には原色を使用しない。</li> </ul>															
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電柱広告は掲示、掲出しない。</li> </ul>															
開発事業	開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として裏山は開発行為を行わない。</li> </ul>															

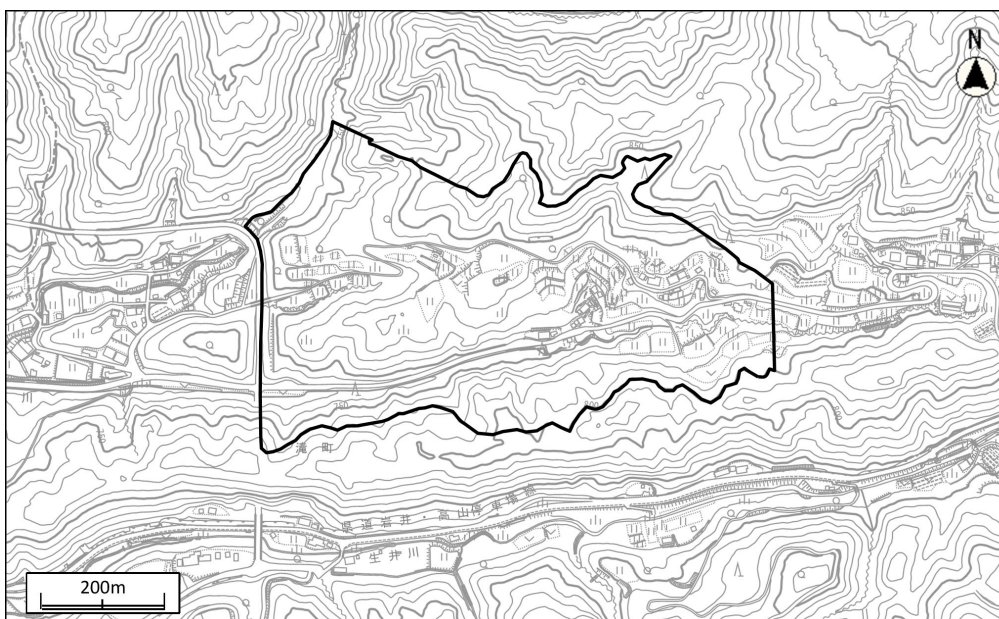
【丹生川町北方法力景観重点区域】



## 2) 滝町根方景観重点区域

対 象		基 準																	
建 築 物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ けばけばしい色彩とせず、茶系統で落ち着いた色彩とする。</li> <li>・ マンセル値における推奨値は下記の表のとおりとする。</li> </ul> <p><b>【推奨値】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2 以上 9 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table>			色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—	R	2 以上 8 以下	3 以下	Y R	2 以上 8 以下	4 以下	Y	2 以上 8 以下	6 以下
	色相	明度	彩度																
	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—																
R	2 以上 8 以下	3 以下																	
Y R	2 以上 8 以下	4 以下																	
Y	2 以上 8 以下	6 以下																	
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 和風調とし、コンクリート、金属等の物量感を感じさせないものとする。</li> <li>・ 屋根については、周辺景観との調和を図る素材・色彩とし、瓦とする場合は、洋瓦としない。</li> </ul>																		
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の高さの最高限度を 10m とする。</li> </ul>																		
開 発 事 業	開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として土地区画形質を変更しない。</li> </ul>																	

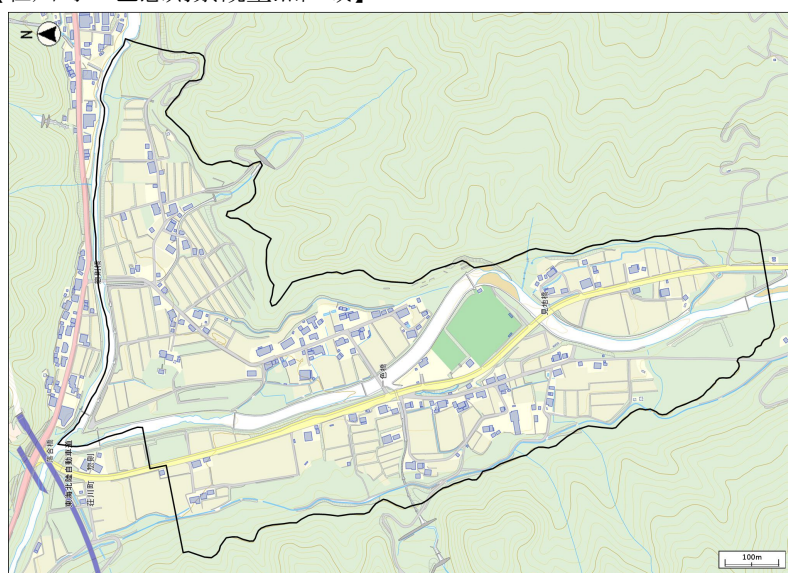
【滝町根方景観重点区域】



### 3) 荘川町一色惣則景観重点区域

対 象		基 準																	
建築物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>• けばけばしい色彩とせず、茶系統で落ち着いた色彩とする。</li> <li>• マンセル値における推奨値は下記の表のとおりとする。</li> </ul> <p><b>【推奨値】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2 以上 9 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table>			色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—	R	2 以上 8 以下	3 以下	Y R	2 以上 8 以下	4 以下	Y	2 以上 8 以下	6 以下
	色相	明度	彩度																
	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—																
R	2 以上 8 以下	3 以下																	
Y R	2 以上 8 以下	4 以下																	
Y	2 以上 8 以下	6 以下																	
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域の優れた景観に配慮した形態とする。</li> <li>• コンクリート、金属等の物量感を感じさせないものとする。</li> </ul>																		
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 建築物の高さの最高限度を13mとする。</li> </ul>																		
工作物	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 擁壁は材料、壁面処理の工夫、前面の緑化により周辺との調和を図る。</li> </ul>																	
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 工作物の高さの最高限度を13mとする。</li> </ul>																	
屋外広告物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地色には原色を使用しない。</li> <li>• 地色も含め色彩は3色以内とする。</li> </ul>																	
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 建築物との統一感に配慮した形態とする。</li> <li>• 防犯、緊急、非常などを表示する回転灯や駐車場出口の回転灯を除き、電飾等が点滅する広告や映像広告は設置しない。</li> <li>• 原則として自家広告物以外は統一デザインの集合看板とする</li> </ul>																	
	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自家広告物は1事業所等につき合計5.0㎡以内とする。</li> <li>• 置き看板の表示面積は片面で0.5㎡以内とする。</li> </ul>																	
	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 屋上には設置しない。</li> <li>• 車両及び歩行者からの眺望を阻害しない位置とする。</li> </ul>																	
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 案内広告は地上からの上端の高さは2.5m以下とする。</li> </ul>																	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 電柱広告は、掲示、掲出ししない。</li> <li>• 原則として自家広告、区域内施設案内広告以外は掲示、掲出ししない。</li> </ul>																	
開発事業	開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 敷地内の良好な樹木や河川、水辺の保全を図り、原則として700㎡を超える土地区画形質を変更しない。</li> </ul>																	

【荘川町一色惣則景観重点区域】

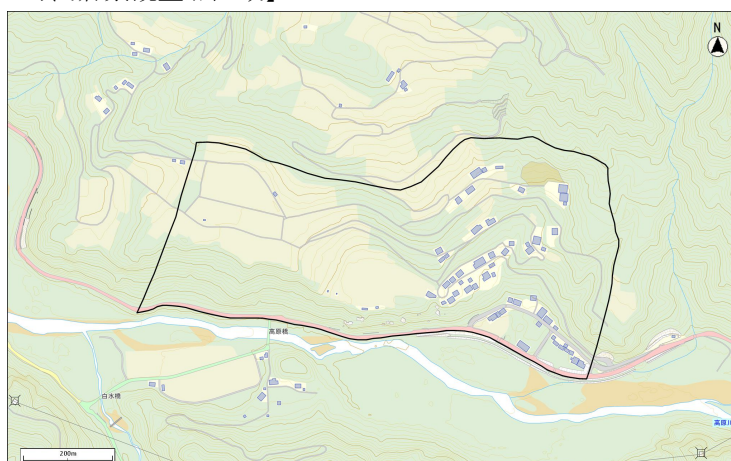




5) 上宝町長倉景観重点区域

対 象		基 準															
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ けばけばしい色彩とせず、茶系統で落ち着いた色彩とする。</li> <li>・ マンセル値における推奨値は下記の表のとおりとする。</li> </ul> <p><b>【推奨値】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2以上9以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R</td> <td>2以上8以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>YR</td> <td>2以上8以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>2以上8以下</td> <td>6以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2以上9以下	—	R	2以上8以下	3以下	YR	2以上8以下	4以下	Y	2以上8以下	6以下
	色相	明度	彩度														
	無彩色 (N)	2以上9以下	—														
R	2以上8以下	3以下															
YR	2以上8以下	4以下															
Y	2以上8以下	6以下															
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の優れた景観に配慮した形態とする。</li> <li>・ 和風調とし、コンクリート、金属等の物量感を感じさせないものとする。</li> </ul>																
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の高さの最高限度を13mとする。</li> </ul>																
工作物	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 擁壁は自然石積み又はそれに準ずる外観を持つものとする。</li> </ul>															
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工作物の高さの最高限度を13mとする。</li> </ul>															
屋外広告物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地色には原色を使用しない。</li> <li>・ 地色も含め色彩は3色以内とする。</li> </ul>															
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物との統一感に配慮した形態とする。</li> <li>・ 防犯、緊急、非常などを表示する回転灯や駐車場出口の回転灯を除き、電飾等が点滅する広告や映像広告は設置しない。</li> <li>・ 原則として自家広告物以外は統一デザインの集合看板とする。</li> </ul>															
	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自家広告物は1事業所等につき合計5.0㎡以内とする。</li> <li>・ 置き看板の表示面積は片面で0.5㎡以内とする。</li> </ul>															
	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋上には設置しない。</li> <li>・ 車両及び歩行者からの眺望を阻害しない位置とする。</li> </ul>															
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 案内広告は地上からの上端の高さは2.5m以下とする。</li> </ul>															
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電柱広告は、掲示、掲出しない。</li> <li>・ 原則として自家広告、近隣施設案内広告以外は掲示、掲出しない。</li> </ul>															
開発事業	開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として敷地内の良好な樹木や河川、水辺の保全を図る。</li> </ul>															
その他	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として集落及び農地周辺については、高木の植樹を行わない。</li> </ul>															

【上宝町長倉景観重点区域】



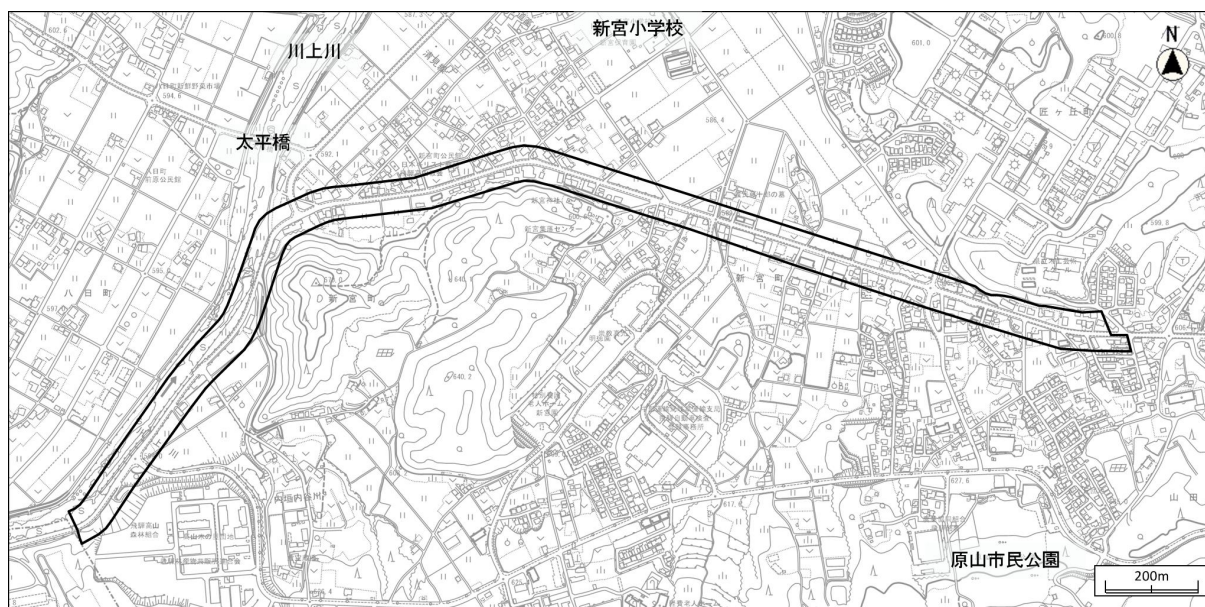
#### (4) 街道景観

##### 1) 新宮町国道 158 号景観重点区域

※新宮町国道 158 号景観重点区域については、新宮町地内における国道 158 号の道路端より両側 50m までの範囲とします。

対 象		基 準
建築物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根及び外壁等は、原色などのけばけばしい奇抜な色彩は避け、周辺の自然環境に調和したものとする。</li> </ul>
屋外広告物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>地色も含め色彩は3色以内とする。</li> <li>野立広告のポール等の色を統一する。</li> </ul>
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として自家広告物以外は統一デザインの集合看板とする。</li> <li>回転灯を利用しない。</li> </ul>
	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋上広告及び突出広告は堅固な建築物に掲示する場合を除き 20 m<sup>2</sup>以内とする。</li> <li>野立広告は片面 3 m<sup>2</sup>以内かつ両面 6 m<sup>2</sup>以内とする。</li> <li>壁面広告の場合は 1 面 15 m<sup>2</sup>以内とし、壁面面積の 10 分の 3 以内とする。</li> <li>屋上広告は建築物高さの 3 分の 2 以下までとする。</li> </ul>
	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として屋上には設置しない。</li> </ul>
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面広告とする場合、地上からの上端の高さは 8 m 以下とする。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として電柱広告は掲示、掲出しない。</li> <li>店名表示を基本とし、メーカー等の商品広告の表示を控える。</li> <li>原則としてのぼり旗広告等は掲示、掲出しない。</li> <li>原則として屋上広告は建築物 1 棟につき 1 個までとする。</li> <li>壁面広告は建築物 1 棟につき 1 個までとする。</li> <li>野立広告は敷地内に 1 個までとする。</li> <li>原則として自家広告以外の野立広告は設置しない。</li> <li>案内用の野立広告を単独で設置しない。</li> </ul>

#### 【新宮町国道 158 号景観重点区域】

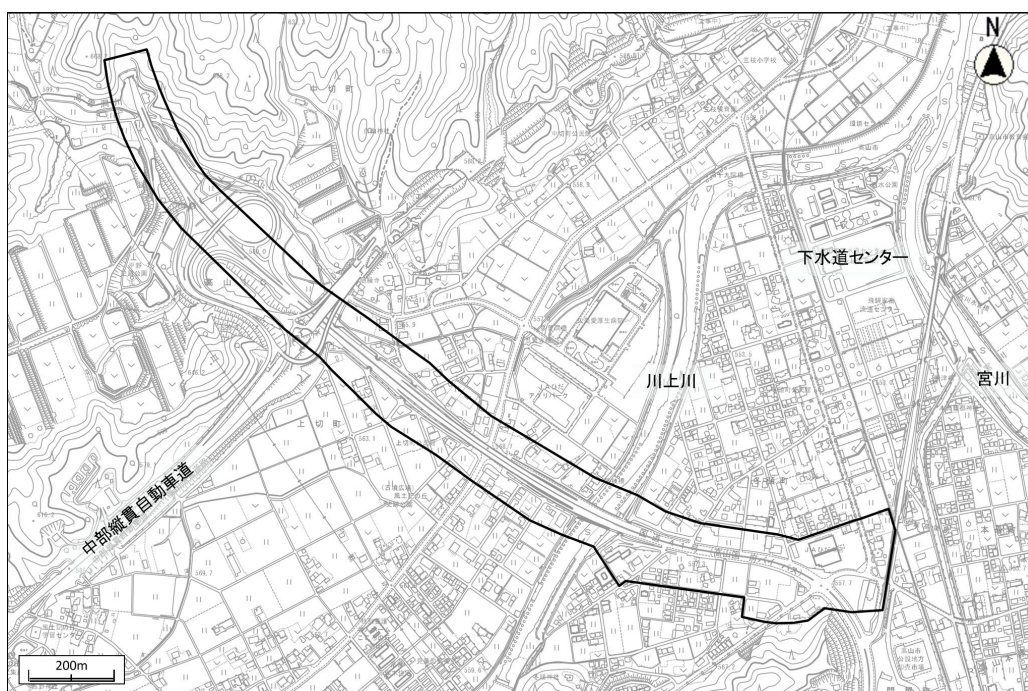


## 2) 高山国府バイパス景観重点区域

※高山国府バイパス景観重点区域については、特別業務地区に指定されている地区においてはその地区内とし、それ以外の地域については、高山国府バイパスの道路計画線の端より両側 50mまでの範囲とします。

対 象		基 準
屋 外 広 告 物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地色には原色を使用しない。</li> <li>・文字色は3色以内とする。</li> </ul>
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物と一体的な形態、町並みの統一感に配慮した形態とする。</li> <li>・丈夫で安全な材質、風合いを生む材質、建築物外壁に調和したものとする。</li> <li>・防犯、緊急、非常などを表示する回転灯や駐車場出口の回転灯を除き、電飾等が点滅する広告や映像広告は設置しない。</li> </ul>
	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1面15㎡以内とする。</li> <li>・壁面広告は1面10㎡以内とし、取り付け壁面の10分の1以下とする。</li> </ul>
	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として屋上には設置しない。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物1棟に3個（1面2個）までとする。</li> <li>・原則として自家広告、近隣施設案内広告以外は掲示、掲出しない。</li> </ul>

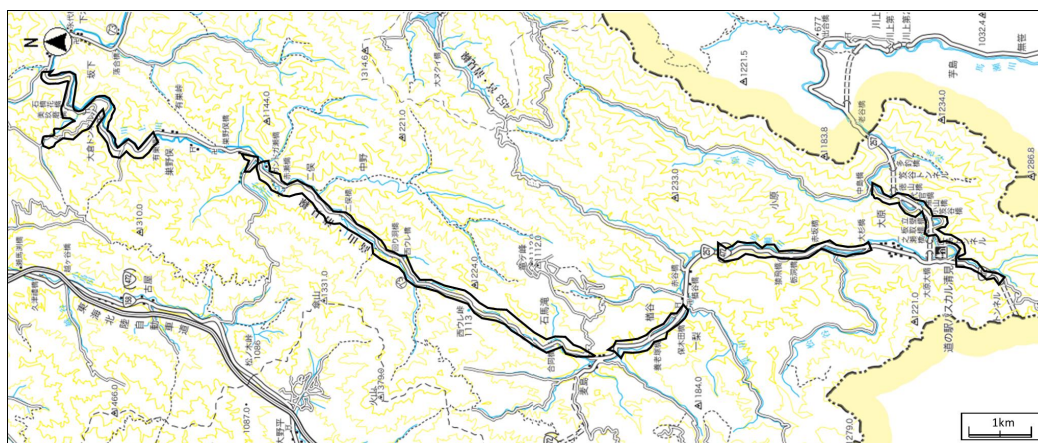
【高山国府バイパス景観重点区域】



### 3) 清見せせらぎ街道景観重点区域

対 象		基 準
建築物	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勾配屋根とし、複数の建物を設置する場合は全体としてまとまりのある形態とする。</li> <li>・木材又は木材調の表面処理をしたものとする。</li> <li>・屋外照明は色温度の低い、暖色系のものとし、必要以上に光が漏れないものとする。</li> <li>・塀、門、垣等の仕上げは自然素材とする。</li> </ul>
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として建築物は2階建て以下とする。</li> </ul>
	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として道路から後退し、道路側に空き地及び緑地帯を確保する。</li> <li>・原則として隣接の敷地境界から離し、ゆとりのある空間を確保する。</li> <li>・地形の高低差を活かした配置とする。</li> <li>・敷地内の良好な樹木や河川、水辺を活かせる配置とする。</li> </ul>
工作物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として電柱等は茶系統とする。</li> </ul>
	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電柱等は沿道から見えにくい位置とする。</li> </ul>
屋外広告物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として反射光及び原色を使用しない。</li> <li>・地色は鼠色又は茶系統とする。</li> </ul>
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退色、剥離等の生じにくいものとする。</li> <li>・外部照明は動点滅を伴わないものとし、過度な発光や刺激的・派手な色合いのものを避け、周囲の景観と調和するものとする。</li> <li>・ネオンサイン及びこれに類する過度な発光や刺激的・派手な色合いのものは設置しない。</li> </ul>
	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1事業所等につき合計10㎡以内とし、1面5㎡以内（最高2面まで）とする。</li> </ul>
	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両及び歩行者からの眺望を阻害しない位置とする。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電柱広告は掲示、掲出しない。</li> </ul>
開発事業	開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として大規模な法面、擁壁を生ぜず、緩やかな勾配とする。</li> <li>・原則として敷地内の良好な樹木や河川、水辺の保全を図る。</li> <li>・使用する樹種は、周辺の樹林と調和するものとする。</li> <li>・原則として景観が損われる箇所での伐採をしない。</li> <li>・原則として土地区画形質の変更においては沿道から30m以上後退する。</li> </ul>
	土砂砂利の採取排出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採取後、植生復元による早期緑化を図る。</li> </ul>
	水面の埋立及び干拓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然植生と調和した植生の復元を図る。</li> <li>・周辺樹木の生育に支障を及ぼさないようにする。</li> </ul>
その他	屋外における物品の集積及び貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品の積み上げ高さを低くし、威圧感を与えないものとする。</li> <li>・道路から見えにくいよう遮へいする。</li> </ul>

【清見せせらぎ街道景観重点区域】



## 5. 届出対象行為

- ①「高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例」に規定する主な届出対象行為は下記のとおりです。

### 市内全域(景観重点区域を除く)における届出対象行為

対 象	基 準
建築物	・延べ床面積300㎡以上の建築物の新築、増築、改築、色彩変更 ・高さ10m以上の建築物の新築、増築、改築
工作物	・高さ10m以上の工作物の設置
屋外広告物	・屋外広告物条例の規定による許可を要するもの
開発行為等	・面積500㎡以上の土地区画形質の変更 ・面積500㎡以上の土砂、砂利の採取及び排出 ・面積100㎡以上の屋外における物品の集積及び貯蔵

### 景観重点区域における届出対象行為

対 象	基 準
建築物	・建築物の新築、増築、改築で延べ床面積10㎡を超えるもの ・建築物の色彩変更で延べ床面積20㎡を超えるもの ・建築物の新築、増築、改築で高さ3mを超えるもの
工作物	・工作物の設置で高さ1.5m以上を超えるもの
屋外広告物	・屋外広告物条例の規定による許可を要するもの
開発行為等	・土地区画形質の変更で面積200㎡を超えるもの ・土砂、砂利の採取及び排出で面積200㎡を超えるもの ・水面の埋め立て及び干拓で面積200㎡を超えるもの ・屋外における物品の集積及び貯蔵で面積100㎡を超えるもの又は高さ1.5mを超えるもの ・木竹の伐採（軽微なものを除く）

### まちづくり協定区域内における届出対象行為

対象区域	基 準
本町2丁目	・各区域における「まちづくり計画」を参照
高山安川商店街区域	
片原町	

- ②その他の主な届出・許可対象行為としては、下記のものがあります。

- ・市街地景観保存区域内における行為については、高山市市街地景観保存条例に届出対象行為を規定
- ・伝統的建造物群保存地区内における行為については、高山市伝統的建造物群保存地区保存条例に許可対象行為を規定
- ・風致地区内における行為については、高山市風致地区条例に許可対象行為を規定
- ・屋外広告物の掲出については、高山市屋外広告物条例に許可対象行為を規定